

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3環境01）

(評価実施府省：環境省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長 (特定災害防止準備金)					
措置内容	令和元年度時点	廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、(独)環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	積立限度額を(独)環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する金額の60%（改正前：100%）に引き下げ					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を促進すること。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税	個人住民税	所得税	
関係条項		租税特別措置法第56条、第68条の46					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績		H23環境02、H25環境04、H27環境01、H29環境01、R1環境01		区分 延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	119	4,533,950	71.9%	675,265
H24	122	4,065,304	68.6%	525,745
H25	105	3,794,823	69.7%	483,357
H26	119	2,099,454	62.1%	266,539
H27	117	1,293,042	60.3%	153,975
H28	109	2,271,577	55.2%	269,819
H29	150	3,226,855	60.0%	333,958
H30	174	3,466,572	55.1%	391,368
R1	177	3,663,155	64.4%	407,606

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。））について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ② 達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
- ③ 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
- ④ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑤ 新たな達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【環境省の補足説明】

- ① 平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在目標見直しを検討中。
- ② 常に達成することを目指すべきものであるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度においても、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることを目標とする。
- ③ 常に水準を維持すべきものであるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度においても、一般廃棄物最終処分場の残余年数について、平成29年度の水準（20年分）を維持することを目標とする。
- ④ 平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在、達成すべき時期（目標達成時期）を検討中。
- ⑤ 従前から設定していた「最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。」という達成目標について、より具体的な達成目標を追加したものである。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【環境省の補足説明】

- ① 出典は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和3年1月国会提出）であり、最新の適用数が令和元年度になるため、把握できない。

【点検結果】

- ① 当該報告書によるデータがない令和2年度分についても、独自調査等により適用件数を把握する必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【環境省の補足説明】

- ① 維持管理積立金の積立件数は平成30年度には687施設、令和元年度には677施設、令和2年度には647施設であり、令和3年度以降は約670事業者（過去3か年の施設数の平均）の適用を見込んでいる。

【点検結果】

- ① 「維持管理積立金の積立件数は平成30年度には687施設、令和元年度には677施設、令和2年度には647施設であり、令和3年度以降は約670事業者（過去3か年の施設数の平均）の適用を見込んでいる」との説明では、維持管理積立金の積立件数は本特例措置の将来的適用数とは異なるものであり、本特例措置の将来的適用数が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 過去の減収額（平成30年度及び令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【環境省の補足説明】

—

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 点検項目（5）の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将來の減収額が予測されていない。

【環境省の補足説明】

① 国税：令和2年度以降 420（百万円）
 （財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和元年度）を基に試算した減収額（実績推計）の6割（注）を減収見込額として記載）
 地方税：令和2年度以降 244（百万円）
 （地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書をもとに、令和元年度特定災害防止準備金（単体法人と連結法人の合計）の6割（注）を減収見込額として記載）
 （注）：損金算入可能な限度額について、令和2年4月1日から都道府県知事による通知額の60%となった。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来的減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。
 ② 所期の達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。
 ③ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる）に対する過去の効果について、「維持管理積立金の残高は、平成30年度には104,287百万円、令和元年度には110,982百万円、令和2年度には117,831百万円であり」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ④ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる）に対する過去の直接的な効果について、「当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。実際に、平成26年度以降、未積立件数が総通知件数に占める割合は3%未満と低い割合に収まっている。また、平成23年度には全体3.84%あった未払いの件数が、平成30年には2.28%に減っている。なお、平成23年度から平成30年度にかけて当該特例措置の利用率は増加している。両者のデータの間には相関関係があり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与していることがわかる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
 ⑤ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【環境省の補足説明】
 ① 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われること

で、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施された。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られた。なお、平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標（20年分）を達成しているものの、一般廃棄物最終処分場の令和元年度の設置件数は1,620件（前年同比▲19件）と平成22年から下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図っていく必要がある。

② 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施された。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られた。なお、平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、産業廃棄物最終処分場の平成30年度の設置件数は1,631件（前年同比▲19件）と平成22年から下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図っていく必要がある。

③ 独立行政法人環境再生保全機構の調査

https://www.erca.go.jp/erca/guide/saisyu_iji.html から引用。

④ 平成31年度（令和元年度）環境省調査（非公表）と平成31年度（令和元年度）の独立行政法人環境再生保全機構の調査（非公表）から引用。

⑤ 維持管理積立金の積立て件数と金額は平成30年度には687施設6,833百万円、令和元年度には677施設7,687百万円、令和2年度には647施設7,410百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

また達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている」との説明では、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。

② 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。

③ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討。））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の

実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【環境省の補足説明】

- ① 未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることで、維持管理積立金の全てが円滑な積立てが行われ、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。なお、令和2年度の未積立件数は9件(平成26年度は19件)、未積立割合は0.87%(平成23年度は1.78%)で着実に積立てが進んでいる。
- ② 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られる。このことから、将来においても引き続き、平成29年度の水準(20年分)を維持することが見込まれる。
- ③ 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られる。平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標(10年分)を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在目標見直しを検討中。新たな達成目標を設定した後に、目標に対しての将来の効果を正確に予測する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「将来においても引き続き、平成29年度の水準(20年分)を維持することが見込まれる」との説明では、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。

【環境省の補足説明】

- ① 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るために、収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減することが必要である。当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税3)(法人税:義、所得税:外) (地方税3)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		
4	内容		
		《現行制度の概要》 (1) 特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置 (2) 対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの 《要望の内容》 当該特例措置を2年間延長すること 《関係条項》 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48	
		環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課	
		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～令和6年3月31日	
		平成10年度から措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、令和2年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。なお、令和2年度税制改正において、損金算入可能な限度額について、令和2年3月31日までは都道府県知事による通知額の100%であったが、令和2年4月1日から都道府県知事による通知額の60%となることとなった。	
		2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)	
		必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保の促進。

		《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
②	政策体系における政策目的的位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる。また、維持管理積立金の未積立の割合がどのように変化をしているかを年度ごとに比較する。達成すべき目標については、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする。</p> <p>さらに、大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準(20年分)を維持する。(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標(20年分)を達成しているものの、上記計画における達成年度は、あくまで令和4年度時点であるため、当該目標年度に達成状況を判断すべきである。 ● 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。(なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。)(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標(10年分)を達成しているものの、目標年次を経過したことから、上述のとおり増大傾向にある廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るために収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産</p>

		<p>した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減し、もって最終処分場の適切な維持管理を促進する。</p> <p>加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性や、廃棄物の埋立てを行うという特殊性から、元来住民の忌避感、不信感が強く、新規設置又は容量拡大のための社会的合意形成が極めて困難であるにも関わらず、大規模災害の発生等による国内の廃棄物の処分量の増加が見込まれることから、新設や拡張が強く求められている。</p> <p>ついては、維持管理積立金によって、最終処分場の円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図る。</p>		<p>立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>『達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果』</p> <p>当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となつておあり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。実際に、平成 26 年度以降、未積立件数が総通知件数に占める割合は 3%未満と低い割合に収まっている。また、平成 23 年度には全体 3.84%あつた未払いの件数が、平成 30 年には 2.28%に減っている。</p> <p>なお、平成 23 年度から平成 30 年度にかけて当該特例措置の利用率は増加している。両者のデータの間には相関関係があり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与していることがわかる。</p> <p>また、本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。加えて、引き続き本特例措置が適用された法人に対するアンケート調査を通じて、本特例措置の効果や減額された納付税額の使途などを聴取するなどして、本特例措置の直接的な効果として、最終処分場の適切な維持管理に寄与したとの回答が約6割、維持管理積立金の無理のない積み立てに寄与したとの回答が約5割であった。また、減額された納付税額の使途は設備維持費が9割以上、人件費が約4割であった。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>平成 30 年度 適用件数 174 件</p> <p>令和元年度 適用件数 177 件</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)</p>		
		<p>② 適用額</p> <p>平成 30 年度 適用額 35 億円</p> <p>令和元年度 適用額 37 億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)</p>		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>維持管理積立金が適切に積み立てられなかった場合、最終処分業者が埋立終了後に収入が無くなれた時点で、処分場の適正な維持管理ができなくなる可能性がある。</p> <p>最終処分場の維持管理ができない場合には、不適正処理や不法投棄等の発生により、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならなくなる恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認得ると考えられる。また、最終処分場の設置に関し、国が最終処分業者の維持管理積立金の積立てを支援しなければ、住民の忌避感や不信感を払拭することができず、最終処分場の十分な受け入れ量の確保がなされない恐れがある。その場合、埋立てられない廃棄物について、不適正処理や不法投棄等がされ、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならなくなる恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認得ると考えられる。</p>
		<p>③ 減収額</p> <p>令和元年度 700(百万円)</p> <p>(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」令和元年度)を基に試算した減収額(実績推計)より</p>		
		<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>特例措置の適用により、維持管理積立金の積立件数と金額は、平成 30 年度には 687 施設 6,833 百万円、令和元年度には 677 施設 7,687 百万円、令和2年度には 647 施設 7,410 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成 30 年度には 56 施設 1,833 百万円、令和元年度には 53 施設 992 百万円、令和2年度には 48 施設 560 百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。</p> <p>上記の積立状況から、維持管理積立金の残高は、平成 30 年度には 104,287 百万円、令和元年度には 110,982 百万円、令和2年度には 117,831 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積</p>		<p>11 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置:</p> <p>1. 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害</p>

		<p>防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p> <p>2. 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業 上記予算措置は公共間与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の適正化事業に対して必要に応じて財政支援を行うものである。最終処分場の適正な維持管理の支援を目的とした事業である。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性		<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p> <p>産業廃棄物処分場についても埋立終了後に維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、処分場の立地する自治体の生活環境の保全に貢献するものである。</p>
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月 (R1 環境 01)